

第1回福島県国土利用計画見直し検討部会における意見とその対応(案)

資料1

(第1回福島県国土利用計画見直し検討部会 H24.5.31)

番号	項目	委員意見	意見等	意見等に対する対応(案)
1	避難区域等の影響	長島委員	避難の関係で、県内の人口の地域偏在が生じている。そのことに触れる必要があるのではないかと。	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり文章化したいと考えています。</p> <p>①「第1章 県土利用の現状と課題」 「2 県土利用をめぐる基本的条件の変化」 「(1) 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響(資料4 P2-33行～)」</p> <p>②「第3章 県土利用の現状(P5-39行～)」</p> <p>③「第2章 県土利用の基本構想」 「2 県土利用の基本方針」 「(1) 復旧・復興・再生のための土地利用(P9-7行～)」</p> <p>なお、人口減少局面の都市的需要については、現行計画において既に記載しておりますので、当該内容で対応したいと考えています。</p> <p>①「第2章 県土利用の基本構想」 「3 県土利用の基本方向」 「(1) 地域類型別 ①都市(P10-36行～)」 「(2) 利用区分別 ⑥住宅地(P14-7行～)コンパクトで秩序ある市街地形成～」</p>
2		鈴木部会長	人口の地域偏在も暫定的土地利用を伴う可能性があり、土地利用の管理(跡地利用等)をどのようにするのかという視点が必要。また、人口減少の局面で、都市的需要が増え続けることはない。	
3	除染の必要性	長島委員	除染は土地利用の大前提である。基本方針4に埋もれさせるのではなく、基本方針1として格上げすべきである。または、除染対策の促進などとして、基本理念に入れるとか。	<p>ご意見を踏まえ、復旧・復興・再生に関する項目の順番を、既存項目の前とし、合わせて放射性物質に汚染された状況、除染対策の推進の必要性などを入れ込みながら、次のとおり文章化したいと考えています。</p> <p>①「第1章 県土利用の現状と課題」 「2 県土利用をめぐる基本的条件の変化」 「(1) 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響(P2-33行)」</p> <p>「4 県土利用の課題」 「(1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用(P6-16行～)」</p> <p>②「第2章 県土利用の基本構想」 「2 県土利用の基本方針」 「(1) 復旧・復興・再生のための土地利用(P9-2行～)」</p> <p>なお、住宅、農地、森林などの除染は、土地利用に当たって早期に解決すべき課題であります。現在の除染の取組みは、それぞれの実情に応じた各除染計画に基づき行われておりますので、時間軸としては、当該計画の平成22年～平成32年とさせて頂き、その期間内で、効果的で効率的な除染対策の推進を図るといった内容で各項目に記載したいと考えています。</p>
4		長島委員	視点6に「放射性物質の処理対策が進む中での土地利用」とあるが、この時間軸をどのように設定するかによって、計画が変わってくるのではないかと。また、農業者や住民等の地域の意向を踏まえ、行政の政策的支援が必要である。	
5		鈴木部会長	除染をどのような形で行うのかを、基本方針の第一に掲げるのは賛成である。除染は福島県の土地利用にとって重要な課題であるので、検討願う。	

番号	項目	委員意見	意見等	意見等に対する対応（案）
6	除染の必要性	長島委員	除染や農業生産をどのようにするのか、市町村の復興計画など、それを踏まえる必要がある。	<p>また、基本理念に記載してはどうかというご意見がありましたが、基本理念は概念的な記載となっておりますので、具体的な県土利用の基本方向を示す第2章の「3県土利用の基本方向」で記載したいと考えています。</p> <p>① 「3 県土利用の基本方向(P10-24行)」</p> <p>【その他除染対策について記載した項目】</p> <p>① 「第1章 県土利用の現状と課題」 「4 県土利用の課題」 「(1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用(P6-22行)」</p> <p>② 「第2章 県土利用の基本構想」 「2 県土利用の基本方針」 「(1) 復旧・復興・再生のための土地利用(P9-7行)」 「3 県土利用の基本方向」 「(1) 地域類型別」 「① 農山漁村(P11-39)」 「(2) 利用区分」 「① 農用地(P12-35)」 「② 森林(P13-4)」 「⑥ 住宅地(P14-6)」</p> <p>また、市町村に対しましては今後意見照会により、市町村の意向をできる限り反映したいと考えています。</p>
7	復旧・復興・再生の視点の明確化	木田委員	復旧・復興・再生に関する項目等を、既存の項目等に優先することによって、今回の見直しが分かりやすく、理解されやすいのでないか。	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり追記したいと考えています。</p> <p>○ 「第2章 県土利用の基本構想」 「2 県土利用の基本方針」 「(2) 利用区分別」 「⑦工業用地(P14-20行)」</p>
8	企業立地に伴う道路網の整備など	國井委員	森林や農地の除染、企業立地や人口増に伴う道路網の整備等をしっかりやらない限り、県土の均衡ある発展が図れない。	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり追記したいと考えています。</p> <p>○ 「第2章 県土利用の基本構想」 「2 県土利用の基本方針」 「(2) 利用区分別」 「⑦工業用地(P14-20行)」</p>
9	現計画・見直し後の計画・市町村の復興計画等との関係	長林委員	現行計画と見直し後の計画との関係はどうなるのか。	<p>平成22年12月策定の現計画は、国の計画の改定等に伴い、現在の課題に対応した項目立てとなっております。</p> <p>しかし、その後起きた震災に対応する項目等を、今回の見直しにより新たに追加します。</p> <p>また、現行の計画期間（基準年次：平成20年、目標年次26年）を（基準年次：平成22年、目標年次：平成32年）と総合計画等の目標年次に合わせ、設定し直します。</p>

番号	項目	委員意見	意見等	意見等に対する対応（案）
10	産業バランスについて	鈴木部会長	<p>県土利用をめぐる基本的条件の変化の中に、第3次産業へのシフト、グローバル化の進行とあるが、日本の高度経済成長以降、このようなことを指向してきた結果、農林水産業が衰退し、余りにも産業バランスを欠いてきた。その結果ここ10年、農商工連携という考え方があるように、第1次産業や第2次産業と合わせて地域経済を見直すという潮流がある。やはり、国土の均衡ある発展には、産業バランスを考える必要がある。</p>	<p>第1回検討部会の資料2の「第1章 県土利用の現状と課題」の「2 県土利用の基本条件の変化」の「(2) 産業構造の変化」の記載ですが、本文では、「本県の産業構造をみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が大きくなってきている。(P3-10行～)」と記載しています。資料2の表現（シフト、グローバル化）は不適切でしたので、今回の資料（資料3）で表現を改めます。</p> <p>なお、当該計画は社会情勢の変化を踏まえた計画であるため、直接、産業構造の方向性を打ち出すことは困難ですが、地域産業の6次化等について、追記・文章化を検討したいと考えています。</p>